

平成30年度より、 個人住民税の特別徴収が徹底されます！！

上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel : 0263-88-2514
Fax : 0263-88-2516

Q1. 特別徴収ってどんな制度？

特別徴収とは、所得税と同じように毎月の給与支払い時に給与から個人住民税(市民税・県民税)を差し引いて、事業者が市町村に納める制度です。

平成30年度より長野県と県内全77市町村が、特別徴収を徹底するように進めていますので、今まで従業員ご自身での納付(こちらを普通徴収と呼びます)としてきた事業者の方も、やり方を変えなければなりません。

Q2. 特別徴収ってどういう流れ？



Q3. 税額の計算はどうすればいいですか？

基本的には各市町村が行い、毎年5月31日までに事業者へ通知書が届きます。記載された額を月々の給与から差し引きし、翌月10日までに納入しましょう。また、所得税のように年末調整をする手間はかかりません。

Q4. 特別徴収を行わずに済む場合はありませんか？

普通徴収にできる場合

- ★総従業員数が2人以下の事業所の場合
- ★他の事業所で特別徴収されている従業員の方
- ★給与が少なく税額が引けない従業員の方(例：年間の給与支給額が93万円以下)
- ★給与の支払が不定期な従業員の方(例：給与の支払が毎月でない)
- ★事業専従者(個人事業主のみ対象)
- ★退職者、退職予定者(5月末日までに)、4月1日に給与の支払を受けていない休職者

※1月31日の給与支払報告書提出時に一定の手続きをする必要があります。

認められない理由

- ★経理担当者がいない、手間の増加を避けたい
- ★従業員から給与から差し引かれるのではなく、自分で納付したいという希望がある

Q5. 毎月納めなければいけませんか？

従業員が常時10人未満の事業所の場合は、市町村に対して申請して承認を受けることにより、年12回の納期を年2回にする制度(納期の特例)を利用できます。

ご不明点等ございましたら、お気軽に弊社までご連絡下さい。

源泉所得税の納付期限のお知らせ

平成 29 年 11 月
上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel 0263-88-2514
Fax 0263-88-2516

6ヶ月まとめて源泉所得税の納付をしているお客様へお知らせです。

7月から12月分の源泉所得税の納付期限が、1/22(月)になります。

いまから納税資金の準備と、集計作業の準備をお願いいたします。

なお、納付についてお分かりにならないお客様は、お早めにご連絡ください。
納付書の作成、集計作業も当社で代行いたしております。

*源泉所得税納付とは、お給料から天引きしている所得税や、当社や司法書士などへの支払時に天引きしている所得税を納付する作業です。

～個人事業者の皆様へ～

消費税中間申告のお知らせ

平成 29 年 11 月
上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel 0263-88-2514
Fax 0263-88-2516

《該当される方はご注意ください!》

個人事業者の方で、平成 28 年分の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が
400万円超 4,800万円以下である方は、年 3 回（3 か月毎）の消費税の中間申告が必要です。

この内、3 回目の納付期限が 11 月 30 日（木）となります。

対象者には、中間納付税額が記載された「消費税及び地方消費税の中間申告書」及び「納付書」が所轄税務署より送られてきます。

必要事項を記入の上、税務署に中間申告書を提出するとともに、納付書により消費税の納付をお忘れなくお願い致します。

納付税額 : 通知された金額

申告および納付期限 : 11月30日（木）

※ただし、振替納税をご利用の方の振替日は 12月26日（火）になります。

中間申告による納付税額がある場合には、確定申告の際にその納付税額が控除され、控除しきれない場合には還付されます。

【前年と著しく状況が変わった場合】

事業状況が平成 28 年と著しく異なる場合などは、前年実績による中間申告の方法に代えて、各中間申告対象期間を一課税期間とみなして仮決算を行い、これに基づいて計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付する事も可能です。

なお、この計算によりマイナスとなった場合でも消費税還付を受けることはできません。（マイナスとなった場合は、中間申告税額は「0」になります）

ご不明な点などございましたら、お気軽にご質問ください。

個人住民税の特別徴収（特納）の納付期限のお知らせ

平成 29 年 11 月
上原会計事務所
松本市島立 1095 番地 1
デザインセンタービル 2F
Tel 0263-88-2514
Fax 0263-88-2516

市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例を受けているお客様へお知らせです。

平成 29 年 6 月から平成 29 年 11 月分の納付期限が、12 月 11 日（月） となつております。

いまから納税資金の準備をお願いいたします。

* 市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例とは・・・

<対象>

給与の支払を受ける者が常時 10 人未満である特別徴収義務者であって、申請により所轄庁の承認を受けた事業所

<概要>

給与の支払の際に徴収した特別徴収税額を年 2 回に分けて納入することができるものです。

（納期限）

- ・ 6 月分から 11 月分・・・12 月 10 日
- ・ 12 月分から翌年 5 月分・・・6 月 10 日

※納期限と金融機関の休業日が重なる場合はその翌日が納期限になります。